

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前																														
別表第一（第一条関係）							組織			職			別表第一（第一条関係）																								
							（略）			（略）										組織			職														
							知事部局			本庁										（略）			（略）			知事部局			本庁			（略）			（略）		
							（略）			（略）										（略）			（略）			（略）			（略）			（略）					
備考（略）							備考（略）																														

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。